

第2節 騒音・振動・悪臭の防止

◎ 現況と課題

騒音・振動・悪臭は直接人間の感覚を刺激して影響を与えるため、感覚公害とよばれており、県や市町村に寄せられる公害苦情件数のうち、これらによるものが大きな割合を占めています。

感覚公害については人によって感じ方やその影響が大きく異なるという難しさがありますが、寄せられる様々な苦情に対し円滑な対応ができるよう、県と市町村の間で情報交換を行うなど、緊密な連携を図ることが重要です。

(騒音・振動)

騒音に関する苦情をその発生源別に見ると、航空機の騒音や工事・建設作業に伴うものが大きな比率を占めていますが、工場や飲食店等の事業場からの騒音、一般家庭からの生活騒音など、苦情の原因は多岐にわたります。

また、自動車交通に起因する騒音が幹線道路周辺において終日発生しており、環境基準※達成状況も十分ではありません。自動車単体に対する騒音規制の強化をはじめ、自動車環境対策を進める必要があります。

振動は、主に機械施設の稼働や自動車の運行等によって発生し、振動が大きい場合には、人の健康に対する影響や、壁のひび割れなどの物的被害を生じることがあります。

振動に関する苦情をその発生源別にみると、工事・建設作業等に起因するものが多くなっています。

(航空機騒音)

航空機騒音は、音のレベルが高いことから、空港周辺の広い地域で問題を引き起こします。本県では、成田空港、海上自衛隊下総飛行場、陸上自衛隊木更津飛行場の周辺地域や羽田空港の飛行コース下に当たる地域が影響を受けています。

県及び関係市町では、それぞれの地域について騒音調査を実施していますが、成田空港及び下総飛行場周辺の一部地域で環境基準が達成されていません。

このため、国等に対して騒音低減化対策、空港周辺対策の推進や環境基準の早期達成を要請してきました。

また、成田空港、下総飛行場、木更津飛行場の周辺地域においては、関係法令に基づき住宅の防音対策等が講じられています。

成田空港及び羽田空港については、滑走路の延伸や再拡張工事の完成に伴い、発着回数が増加しているほか、特に羽田空港については、離着陸ルートの変更により、騒音の影響範囲に大きな変化が生じたことから、県民から多くの意見や苦情が寄せられています。

このため、関係機関と連携して実態の把握や監視体制の整備に努めるとともに、国等に対し必要な対策の実施を求めていく必要があります。

(悪臭の防止)

悪臭は、発生源が比較的身近にあることが多い公害です。

悪臭防止法が制定された当時（昭和46年）は、畜産農業や化学工場など比較的原因物質が特定しやすい業種からの苦情がほとんどでしたが、その後飲食店などのサービス業が増加するに伴い、複合臭による苦情が増加してきました。

このような複合臭に起因する悪臭については、従来から行われていた特定の物質濃度による規制方式では、住民の感覚に沿った対応が困難な事例が多く見られます。

このため、人の嗅覚を用いて複合臭を測定する規制方式の導入など、より住民の感覚にあった効果的な悪臭問題への対応を進める必要があります。

図4-4 年度別苦情受付件数

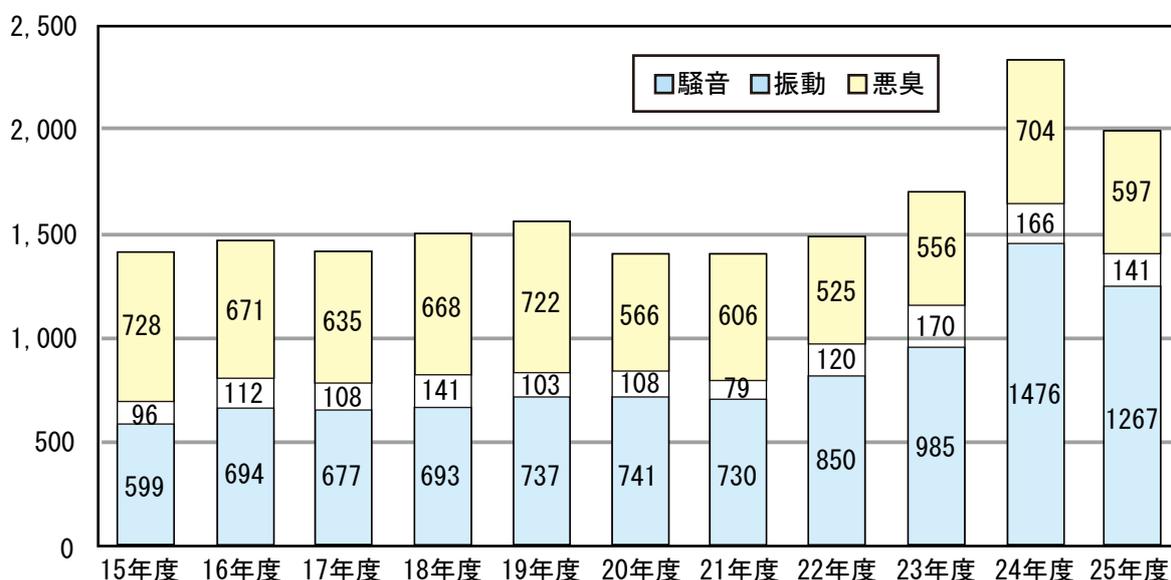


図4-5 道路に面する地域の騒音に係る環境基準達成状況

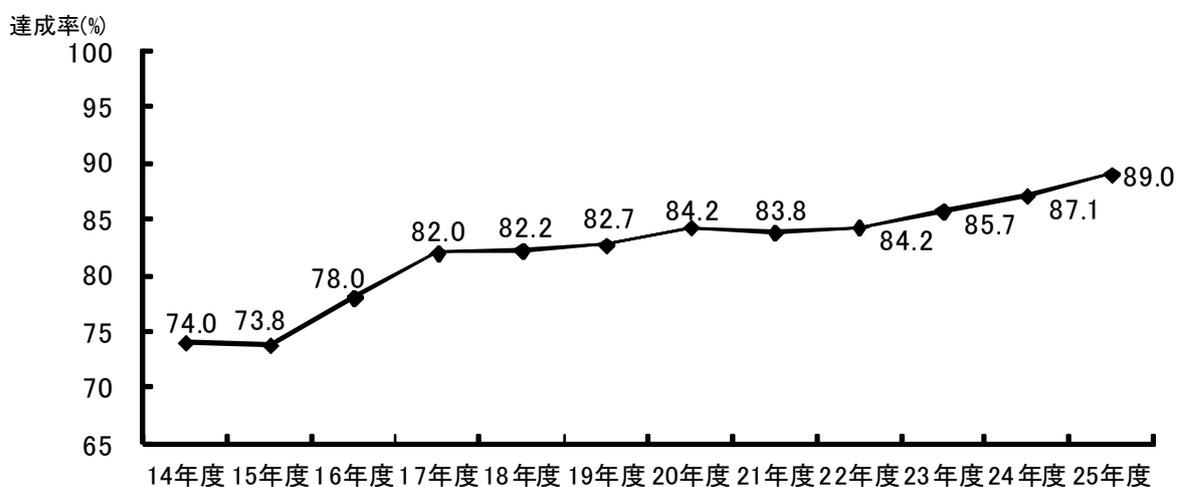
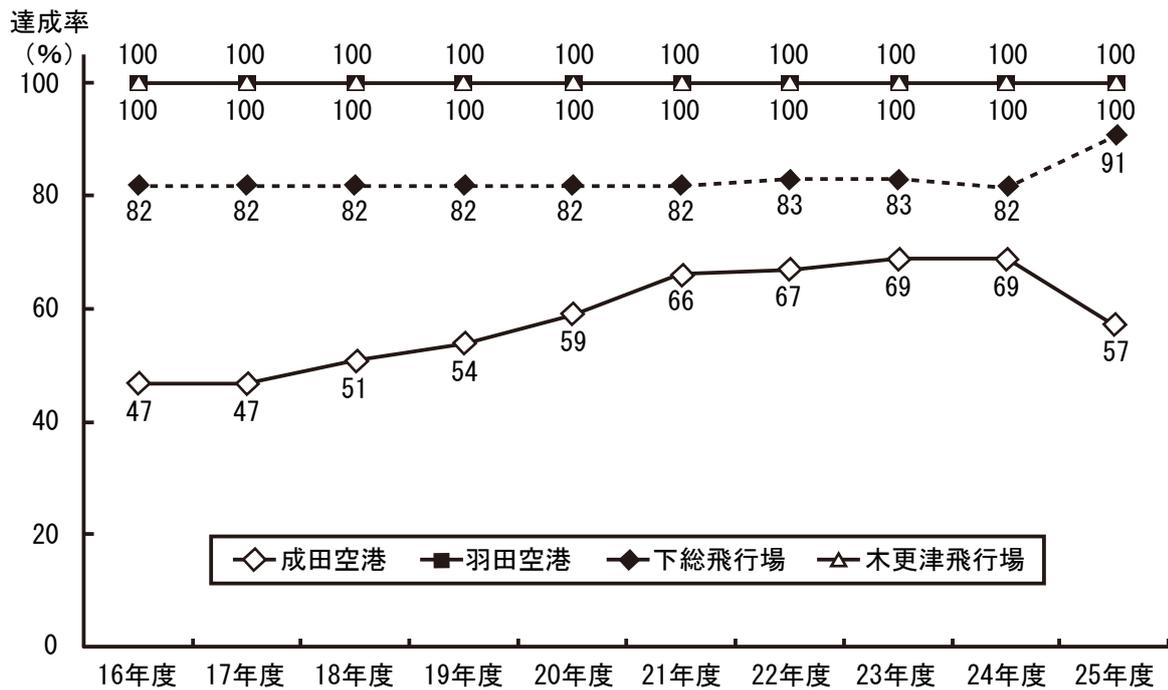


図4-6 成田空港、下総飛行場、木更津飛行場、羽田空港の周辺地域における環境基準の達成状況



注1 環境基準指定地域内の測定地点数に対する環境基準達成地点の割合 (%)

注2 木更津飛行場については、環境基準の評価に必要な調査日数が得られていないため、調査期間における評価です。

◎ 目指す環境の姿

騒音・振動や悪臭が気にならない、静かで安らかな日常生活が守られています。

◎ みんなの行動指針

<p>県民 (家庭)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭からのエアコン、ピアノ等の楽器、ペットの鳴き声などの音が、近隣への騒音とならないよう配慮します。 ○自動車を運転するときは、アイドリングストップの実施や急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践します。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「騒音規制法」等の規制基準を遵守し、騒音、振動、悪臭の発生をできる限り防止します。 ○建設作業等の実施に当たっては、工法の改良や使用機械の低騒音化により、騒音・振動が低減されるよう努めます。 ○自動車を運転するときは、アイドリングストップの実施や急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践します。 ○畜産農業に起因する悪臭を防止するため、家畜排せつ物は適正に処理します。
<p>市町村・県 (共通するもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○航空機騒音について測定等を行い、環境基準の達成状況を把握します。
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○工場・事業場や建設作業から発生する騒音・振動・悪臭について調査測定を行い、事業者を指導します。 ○市は、騒音・振動・悪臭について、法令に基づく地域指定や規制基準の設定を行います。(町村の区域内では、県が行います。) ○市は、幹線道路などで自動車騒音の常時監視を行い、結果を公表します(町村の区域内では、県が行います)。 ○自動車交通騒音を測定し、必要に応じ県公安委員会に対し措置を執ることを要請します。 ○人の嗅覚を用いて測定をする規制方式(臭気指数※規制)の導入に努めます。 ○必要に応じて市町村独自の環境保全条例(公害防止条例)により、法規制対象とならない工場・事業場や建設作業、悪臭物質について規制を行います。 ○住民に対し、エアコン、ピアノ等の楽器、ペットの鳴き声など、近隣への騒音に配慮するよう、呼びかけます。
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音・振動・悪臭について、法令に基づく地域指定や規制基準の設定を行います。(市の区域内では、市が行います。) ○町村の区域内において、幹線道路などで自動車騒音の常時監視を行い、結果を公表します(市の区域内では、市が行います)。 ○幹線道路における騒音対策を進めます。 ○航空機騒音の測定結果に基づき、国等に対して、必要な要請を行います。 ○市町村に対する技術指導を行います。

◎ 県の施策展開

1. 騒音・振動の防止

【大気保全課・環境研究センター・県土整備部関係各課・警察本部】

- ・町村の区域内において、「騒音規制法」、「振動規制法」に基づき、住民の生活環境を保全すべき地域を指定するとともに、工場・事業場について規制基準を定めます。
- ・環境保全協定[※]や工場立地等各種開発行為の事前審査を通じて、事業者に対し、騒音、振動対策など必要な措置を講じるよう指導します。
- ・自動車の使用に伴う環境負荷の低減のための取組の方向性を示した「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」に基づいた対策を推進します。
- ・町村の区域内において、自動車交通騒音の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握します。
- ・市町村が行う騒音、振動規制について、職員向け講習会を開催するなど、技術指導を行います。

2. 航空機騒音の防止【大気保全課・空港地域振興課】

(1) 監視体制の強化

- ・成田空港の航空機騒音については、平成 14 年の暫定滑走路供用にあわせて、監視体制を再整備したところですが、引き続き連続測定を行い、環境基準の達成状況を把握します。また、空港容量の段階的拡大や、離着陸制限時間の弾力的運用開始などの状況に応じ、成田国際空港株式会社、成田空港周辺市町など関係機関と連携して、監視体制を整備していきます。
- ・羽田空港の航空機騒音については、引き続き連続測定を行い、環境基準の達成状況を把握します。また、再拡張に伴う発着枠の拡大や飛行ルートの変更に対応するため、騒音の実態調査を行っていきます。
- ・下総飛行場の航空機騒音については、連続測定と実態調査を行い、環境基準の達成状況を把握します。

(2) 対策の強化

- ・航空機騒音に係る環境基準について、睡眠影響や日常生活への影響など、住民の体感に即した適正な基準値を設定するよう国に要望していきます。
また、航空機の低騒音化対策など、国等に対して環境基準の早期達成を要請していきます。
- ・関係市町が住宅防音工事等の助成を行った場合、経費の一部を補助するなど対策を支援します。

3. 悪臭の防止【大気保全課・畜産課・環境研究センター】

- ・町村の区域内において、「悪臭防止法」に基づき、住民の生活環境を保全すべき地域を指定するとともに、工場・事業場から発生する悪臭物質の濃度等について規制基準を定めます。
- ・人の嗅覚を用いて測定する規制方式（臭気指数規制）について、市町村への導入を促進し、より住民感覚にあった対応を図ります。
- ・環境保全協定や工場立地等各種開発行為の事前審査を通じて、事業者に対し、悪臭防止対策など必要な措置を講じるよう指導します。
- ・畜産農業に起因する悪臭を防止するため、共同利用の家畜排せつ物処理施設等に対し補助事業を実施するとともに、現地指導、講習会等により、家畜排せつ物の適正処理指導を行います。
- ・市町村が行う悪臭規制について、職員向け講習会を開催するなど、技術指導を行います。

◎ 関連する個別計画

○千葉県自動車環境対策に係る基本方針（平成 24 年 3 月策定）

これまでの「千葉県自動車交通公害防止計画」に代わり、「自動車公害対策」から「自動車環境対策」へと視点を広げ、自動車の使用に伴って排出される大気汚染物質や騒音の低減のため、関係機関が協働して取組を進める方向性を定めています。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
自動車騒音の環境基準達成率	82% (平成 18 年度)	概ね達成します (毎年度)
航空機騒音の環境基準達成率	成田空港周辺 51% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 82% 木更津飛行場周辺 100% (平成 18 年度)	達成率を向上させます (毎年度)
騒音・振動・悪臭の苦情件数	1,502 件 (平成 18 年度)	減少させます (毎年度)